

入札制度の見直しについて

上下水道局では、公共工事における適正価格での契約の推進と品質確保等のため、本年7月1日から下記の3項目の低入札対策（市長部局と同内容）を実施します。

記

1 低入札で契約した場合の「入札参加制限」の導入

低入札価格調査を経て契約を締結した場合、当該工事が完了するまで、他の工事の入札に参加できない制度を導入します。

2 低入札者すべてに対する「調査関係書類提出の義務化」

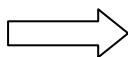
低入札調査基準価格を下回る価格で入札した者すべてに対して、低入札価格調査に必要な書類（詳細な積算内訳書、下請人からの見積書等）の提出を義務付けます。

3 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の「算定方法の見直し」

適正価格での契約の推進を図るため、国土交通省の通達が改正されたことを踏まえ、同様の改正を行います。

ア 土木系

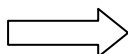
現行
①直接工事費の <u>95%</u>
②共通仮設費の <u>90%</u>
③現場管理費の <u>60%</u>
④一般管理費の <u>30%</u>
①～④の合計
(ただし、予定価格の <u>3分の2</u> を下限, <u>85パーセント</u> を上限とする。)



改正後
①直接工事費の <u>95%</u>
②共通仮設費の <u>90%</u>
③現場管理費の <u>70%</u>
④一般管理費の <u>30%</u>
①～④の合計
(ただし、予定価格の <u>70パーセント</u> を下限, <u>90パーセント</u> を上限とする。)

イ 営繕系

現行
①(直接工事費－(直接工事費×10%))×95%
②共通仮設費×90%
③(現場管理費＋(直接工事費×10%))×60%
④一般管理費×30%
①～④の合計
(ただし、予定価格の <u>3分の2</u> を下限, <u>85パーセント</u> を上限とする。)



改正後
①(直接工事費－(直接工事費×10%))×95%
②共通仮設費×90%
③(現場管理費＋(直接工事費×10%))× <u>70%</u>
④一般管理費×30%
①～④の合計
(ただし、予定価格の <u>70パーセント</u> を下限, <u>90パーセント</u> を上限とする。)